

○交際費及び食糧費の執行について

令和6年3月22日

道本会第4125号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

交際費及び食糧費の執行については、「交際費及び食糧費の執行について」（平31. 3. 26道本会第3862号）に基づき実施してきたところであるが、引き続き次のとおり定め、令和6年4月1日から実施することとしたので、適正な取扱いに努められたい。

記

第1 執行区分

1 交際費

- (1) 交際費は、警察の行政執行のために必要な外部との交際に要する経費であり、その執行が認められる範囲は、次のとおりとする。
 - ア 懇談に要する経費（懇談会経費、会費等）
 - イ 各種贈呈経費
- (2) 懇談に要する経費の範囲は、次により区分して執行するものとする。
 - ア 懇談会経費
懇談に要する経費について、警察のみが経費を負担する場合における当該経費
 - イ 会費等
懇談に要する経費について、警察及び相手方の双方が経費を負担する場合における当該経費
- (3) 懇談会経費及び相手方が主催する場合以外の会費等の執行者の範囲は、次のとおりとする。
 - ア 道公安委員及び方面公安委員（以下「公安委員」という。）
 - イ 警察本部長及び方面本部長（以下「本部長」という。）
 - ウ 公安委員又は本部長が特に必要があると認めて指定した警察本部の課長補佐相当職以上の者及び方面本部の課長相当職以上の者（以下「道側指定者」という。）
- (4) 相手方が主催する場合の会費等の執行者の範囲は、次のとおりとする。
 - ア 公安委員
 - イ 本部長
 - ウ 本部長が特に必要があると認めた警察本部及び方面本部（以下「本部」という。）の課長相当職以上の者
 - エ 警察学校長及び警察署長（以下「学校長等」という。）
 - オ 学校長等が特に必要があると認めて指定した管理職手当を受給する警部（同相当職にある者を含む。以下同じ。）以上の階級にある者（以下「出先機関等指定者」という。）
- (5) 各種贈呈経費に係る執行者の範囲は、次のとおりとする。
 - ア 公安委員
 - イ 本部長
 - ウ 本部長が特に必要があると認めた本部の課長相当職以上の者
 - エ 学校長等

2 食糧費

- (1) 食糧費は、警察の行政事務執行上の必要性から費消される経費であり、その執行が認められる範囲は、次のとおりとする。
 - ア 会食に要する経費（会食経費、会費等）
 - イ 会議等用の茶菓弁当代
 - ウ 部隊出動等に伴う給食経費
 - エ 夜食・補食用経費
- (2) 会食に要する経費の範囲は、次により区分して執行するものとする。
 - ア 会食経費
会食に要する経費について、警察のみが経費を負担する場合における当該経費
 - イ 会費等

会食に要する経費について、警察及び相手方の双方が経費を負担する場合における当該経費

(3) 食糧費の執行者の範囲は、次のとおりとする。

ア 公安委員

イ 本部長

ウ 警察本部各部長（以下「部長」という。）

エ 警察本部各所属の長以上の者、警察学校長、方面本部の各所属の長以上の者及び警察署長（以下「所属長」という。）

オ 所属長が特に必要があると認めて指定した管理職手当を受給する警部以上の階級にある者（以下「指定執行者」という。）

カ 会議等用の茶菓弁当代及び夜食・補食用経費の執行にあつては、所属長が特に必要と認めて指定した警部補（同相当の職にある者を含む。以下同じ。）以上の階級にある者

第2 執行基準

交際費及び食糧費の執行基準は次のとおりとし、その執行に当たっては法令、規則等に抵触しないことを確認するものとする。

区 分		執 行 基 準	執 行 上 の 留 意 点
交	1 懇談に要する経費（懇談会経費、会費等）	飲食店等における懇談のうち、接待行為を伴うもの及びその他交際上特に必要と認められる懇談で、その執行の基準は次によるものとする。 (1) 執行者が公安委員の場合は、警察行政の執行のため必要な者について、執行できるものとする。 (2) 執行者が本部長又は道側指定者の場合は、次に掲げる者と懇談するときに、執行できるものとする。 ア 国の関係各省庁の課長相当職以上の者（公安委員又は本部長が特に必要があると認めた者を含む。） イ 他の地方公共団体の特別職の職員	「接待行為を伴うもの」とは、客の相手をしてその酒食のあつせん、取り持ち等をし、客をもてなすことをいう。 「その他交際上特に必要と認められる懇談」とは、上記に該当しない形態の懇談であっても、必要と認められる特別の事情がある場合にあっては、執行を認めるものであり、飲食店等において接待行為を伴わない形態で食事をとりながら行う懇談などの形態を認めることとする。 公安委員及び本部長は、次に掲げる場合に限り「道側指定者」を指定するものとする。この場合、道側指定者の二次的会合は認めない。ただし、公安委員、本部長及び道側指定者においてやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (1) 公安委員及び本部長が不在等のため、道側交際当事者として懇談会に出席させる必要がある場合 (2) 道側指定者が懇談会に出席することにより、警察行政の円滑な執行が図られると認められる場合 (3) 相手方との関係で、道側指定者が懇談会に出席することが適当と認められる場合 「特別職」とは、知事又は市町村長、副知事又は副市町村長、教育長及び教育委員をいうものである。 なお、政令指定都市の教育長は、教育委員に準じて取り扱うものとする。

際		ウ 国会議員及び地方公共団体の議会議員 エ 各種関係団体・法人の役員等 オ 外国の来訪者（関係者） カ その他警察行政の円滑な推進上特に必要と認められる者 (3) 相手方が主催する場合の会費等の限度額は、執行者が公安委員の場合を除き、相手方から金額の提示がある場合は実費額とし、当該経費に代えて相当の金品を負担する場合は1人1万円を限度とする。	「各種関係団体・法人」とは、警察行政の運営に関係する団体、法人、法律により設立される公社及び公団、住宅供給公社、土地開発公社等をいうものである。 「役員等」とは、当該団体・法人を代表する者及びこれに準ずる者（役員以外の支店長、支部長などの出先の長を含む。）をいう。 なお、審議会の委員は、各委員が所属する団体等の役員又はこれに準ずる者として取り扱うこととする。 「外国の来訪者（関係者）」とは、外国公館の館員、外国からの表敬訪問者、警察行政の運営に関係を有する外国人関係者等をいう。 「その他警察行政の円滑な推進上特に必要と認められる者」とは、アからオに掲げる以外の者で、警察行政に深くかかわりを有し、懇談を必要とする特別の事情にある者をいい、団体等の「役員等」以外の役職員、団体等に所属しない個人、報道機関関係者、大学の教授を含むものである。 懇談に同行し出席する必要があると執行者が認める必要最小限度の者に係る会費等を含めて支出することができる。
	2 各種贈呈経費	各種贈呈経費の範囲は、香典、花輪又は生花、せん別、見舞金品（災害による場合を除く。）、祝い金（懇談に係るものを除く。）その他最小限度必要な贈呈金品で、その執行は次によるものとする。 (1) 執行者が公安委員の場合は、警察行政の執行のため必要な者に対し、贈呈することができるものとする。 (2) 執行者が公安委員以外の者の場合は、次に掲げる者に対し、贈呈することができるものとする。 ア 国の関係各省庁の職員（在	贈呈経費の執行に当たり、執行者が不在等の場合には、あらかじめ指定した使者を通じて執行することができる。 本部長は、相手方との関係で、本部の課長相当職以上の者が各種贈呈経費の執行をすることが適当と認められる場合でなければ、本部の課長相当職以上の者について、その執行を認めてはならない。

費		道の各出先機関の職員を含む。) イ 他の地方公共団体の特別職の職員 ウ 国会議員及び地方公共団体の議会議員 エ 各種関係団体・法人の役員等 オ 外国の来訪者（関係者） カ 特に警察行政に寄与したと認められる者 キ その他警察行政の円滑な推進上特に必要と認められる者 (3) 贈呈金額は、執行者が公安委員の場合を除き、次に掲げる金額を限度とする。 ア 香典 1万円 イ 花輪・生花 1万7,000円 ウ 上記以外の贈呈経費 1万円	警察行政に貢献し、又は協力したと認められる者をいう。 アからカに掲げる以外の者で、警察行政に深くかかわりを有し、交際を必要とする特別の事情にある者をいい、団体等の「役員等」以外の役職員、団体等に所属しない個人、報道機関関係者、大学の教授を含むものである。 香典、花輪・生花は、本人、配偶者並びに本人の1親等の直系尊属及び卑属が死亡した場合に限る。 道外において花輪・生花を執行する場合で、地域の標準的な価格からみてこれにより難しい場合にあっては、地域の低廉な額により執行できることとする。 見舞金品は、入院・加療を要する疾病の場合に限ることとする。
食	1 会食に要する経費（会食経費、会費等）	警察行政を円滑に執行するため、食事を供給する場所において行われる懇談のうち、接待行為を伴わないもので、その執行の基準は次によるものとする。 なお、昼食時においては、飲酒を認めないものとする。 (1) 執行者が公安委員の場合は、警察行政事務執行のために必要な者と会食をする場合に執行できるものとする。 (2) 執行者が本部長、部長、所属長及び指定執行者の場合は、次に掲げる者と会食をする場合に執行できるものとする。 ア 国の関係各省庁又は他の地方公共団体の職員との会食	「食事を供給する場所において行われる懇談」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項に基づく許可を要しない場所における会食をいうもので、女性等による客の接待がなく単に飲食のみをすることをいう。 「昼食」とは、祝賀会、式典、レセプション等を除く会食をいうが、昼食時の会食であっても、国際交流に伴う外国人との会食における食前酒など、相手方の習慣上一般的な場合には、最小限の酒類を提供して差し支えないものとする。 なお、祝賀会など、その性質上、一定程度の酒類を提供することが社会通念上一般的である場合には、酒類を提供して差し支えないものとする。

		イ 国会議員又は地方公共団体の議会議員との会食 ウ 各種関係団体・法人の職員との会食 エ 審議会の委員等との会食 オ 外国の来訪者（関係者）との会食 カ その他警察行政事務執行上特に必要があると認められる場合の会食 (3) 会食経費の1人当たりの執行基準額は、原則として1万2,000円以内とする。ただし、昼食時にあつては、5,000円以内とする。	「審議会の委員等」とは、地方自治法第202条の3の附属機関及びこれに準ずるものの委員をいう。 「特に必要があると認められる場合」とは、警察行政の運営に深くかかわりを有する者との会食が必要な特別の事情がある場合をいう。 道側執行者が公安委員又は本部長の場合にあつては、会食の性格、相手方等を勘案し、当該決裁権者がやむを得ないと認めた場合に限り、執行基準額を超えて支出することもできるものとする。
糧	2 会議等用の茶菓弁当代	通常の職務執行上開催する会議に使用する接待用茶菓及び弁当並びに来客接待用茶菓で、その執行の基準は、次によるものとする。 (1) 部外者との会議等用の茶菓弁当代に要する経費については、社会慣習上やむを得ない場合に限り、食糧費の執行を認めることとし、その経費の基準は、1人1回2,200円以内とする。 (2) 部内会議においては、効率的な開催を図り、開催に当たっては昼食の提供はしないものとする。ただし、茶菓代については、1人1回700円以内の範囲内でこれを執行することができる。	「部外者」とは、知事部局、教育庁、警察本部、議会事務局、各種委員（会）事務局等の別、知事等の特別職と一般職の別及び任命権者の別等に関係なくすべての道の機関の職員以外の者をいう。 なお、審議会の委員等、各種委員（会）内の委員同士、その他地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下同じ。）第3条第3項第3号に規定する特別職のうち報酬を支給される者で、勤務の実態からみて部外者として取り扱うことが適当と認められる者については、部外者として取り扱うこととし、会議等に茶菓弁当代を執行できるものとする。 茶菓及び弁当代の双方で、2,200円以内とする。 部内会議については、昼食等の提供はしないものであるが、試験の管理・監督業務、突発重要事件・事故発生等に伴う警察活動（合同捜査会議、検討会等を含む。）等の業務で、食事をとるために勤務を離れることが困難な場合には、職員に対し、部外者に準じて昼食等を提供して差し支えないものとする。

費		(3) 来客者に提供する接待用茶菓については、必要最小限の範囲内において、執行することができる。	
	3 部隊出動等に伴う給食経費	警護、災害警備、雑踏警備等に伴う部隊出動（訓練に伴う部隊出動を含む。）、その他諸活動（以下「部隊出動等」という。）に伴う給食で、その執行の基準は、次によるものとする。 (1) 職員個々の身体を拘束しなければ部隊活動等に支障があるとき。 (2) 部隊出動等の地域近辺に食事をする施設等がなく、職員に対する給食が必要と認められるとき。 (3) 給食の執行額は、1人1回1,000円以内とする。	「その他諸活動」とは、捜査、指導取締り等をいう。 部隊出動等に伴う給食については、必要最小限の範囲内において執行すること。
	4 夜食・補食用経費	夜食・補食は、緊急やむを得ない事務のため、特に夜間勤務を必要とする場合は、必要最小限度において、夜食・補食の支給を認めることとし、別に定める場合を除き、その経費の基準は、1人1回1,000円以内とする。	(1) 「夜間勤務」とは、午後10時を超えて勤務を行う場合をいう。 なお、夜食・補食用経費は、夕食後に午後10時を超えて勤務することとなる場合に執行するものであるが夕食前に午後10時を超えて勤務することが確実に見込まれる場合にあっては、午後10時前に夜食を支給することができることとする。 (2) 夜食・補食用経費は、事務の性質上又は時間的制約から、特に夜間勤務により対応せざるを得ない場合で職員等が食事のために勤務又は職務を離れることが困難なときに限り執行できるものであり、業務量が多いことのみをもって、執行することはできないものである。 (3) 「別に定める場合」とは、大量に発注する必要がある場合で一定時間内に対応できる店が限定されるときなど、やむを得ない特別な事情がある場合とする。

第3 執行手続

交際費及び食糧費は、次に掲げるところにより、所属長の責任において処理するものとする。

区 分	執 行 手 続
執 行 の 決 定	(1) 執行に当たっては、「交際費・食糧費使用（予算執行）決定書又は

		交際費・食糧費資金前渡決定書（別記様式）」（以下「使用決定書」という。）によること。ただし、購入後直ちに費消しない来客接待用の茶等に係るものについては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）別記第49号様式の物品購入決定書によること。 (2) 執行に変更を生じ、又はやむを得ず二次的会合を行った場合は、その事実を明らかにして速やかに追認の手続きを行うこと。 (3) 緊急かつ予期しない経費として交際費（懇談に要する経費（相手方が主催する場合の会費等に限る。）及び各種贈呈経費）又は食糧費を執行する場合においては、庁中常用経費に係る資金前渡取扱要領（平8.4.1局総第16号）に基づき行うこと。
支 出 （ 払 ） 方 法	1 交際費 (1) 懇談に要する経費（懇談会経費、会費等） (2) 各種贈呈経費 2 食糧費 (1) 会食に要する経費（会食経費、会費等） (2) 会議等用茶菓弁当代、部隊出勤等に伴う給食経費並びに夜食・補食用経費 (3) 来客接待用の茶菓代	正当債主の請求に基づき支出することとし、支出命令書（「財務会計トータルシステム事務処理要綱の制定について」（平6.3.4局開第140号）E-15）又は前渡資金支払決定書の摘要欄に使用決定書に記載した目的及び執行者側出席者等を記載すること。 (1) 香典、せん別、見舞金、祝い金の場合 ア 公安委員に係る経費の贈呈は、補助執行職員である警察本部総務課長又は方面本部の警務課長が必要の都度、当該部局の資金前渡員から前渡資金の交付を受けた上で行うこと。 イ 公安委員以外の者に係る経費の贈呈は、執行者が必要の都度、資金前渡員から前渡資金の交付を受け行うこと。 (2) 花輪・生花、記念品等の場合 支出（払）に際しては、支出命令書又は前渡資金支払決定書の摘要欄に使用決定書に記載した執行者を記載し、正当債主の請求に基づいて支出（払）すること。 正当債主の請求に基づき支出（払）することとし、支出命令書又は前渡資金支払決定書の摘要欄に使用決定書に記載した目的を、執行者側出席者等については、出席した者のうち警部補以上の者について、当該出席者の職名をすべて記載するものとし、同一の職名が複数ある場合は、「（名字）〇〇係長」等と記載すること。 正当債主の請求に基づき支出（払）することとし、支出命令書又は前渡資金支払決定書の摘要欄に使用決定書に記載した目的を、執行者側出席者等については、警部補以上の者について職名を複数記載すること。 正当債主の請求に基づき支出（払）することとし、支出命令書又は前渡資金支払決定書の摘要欄に使用決定書又は物品購入決定書に記載した目的を記載すること。
事 実 証 明		(1) 懇談に要する経費に係る場合は、出席した本部長又は道側指定者、本部長が特に必要があると認めた本部の課長相当職以上の者及び学校長等が行うこと。 (2) 各種贈呈経費に係る場合は、執行者が行うこと。ただし、執行者が公安委員の場合は、警察本部総務課長又は方面本部の警務課長が執行者である公安委員から経過等を確認した上で行うこと。 (3) 会食に要する経費に係る場合は、出席した本部長、部長、所属長又は指定執行者が行うこと。 (4) 会議等用の茶菓弁当代に係る場合は、当該会議を施行した所属長が

	行うこと。 (5) 部隊出動等に伴う給食経費に係る場合は、これを主管する当該所属長が行うこと。 (6) 夜食・補食用経費に係る場合は、当該時間外勤務を命じた者が行うこと。
--	--

第4 執行上の留意事項

交際費及び食糧費の執行に当たっては、次に掲げる各事項に留意し、経費の節約に努めること。

- (1) 決裁権者は、常に最小の経費で所期の目的を達するよう配意し、その執行が真に必要なものかどうか十分確認した上でその執行を決定すること。
- (2) 交際費及び食糧費の経費の区分を十分に踏まえ、関係法令及びこの通達に従って厳正に行うものとし、道民の批判を受けることのないようにすること。

なお、食糧費については、接待を目的とした公務員同士の会食は行わないこととし、真に事業を推進する上で必要な会食に限って実施するものとする。

- (3) 食糧費の会食に要する経費で執行すべきものと、交際費の懇談に要する経費で執行すべきものの区分については、食糧費は行政事務、事業を推進する上で必要とされる会食に限るものとし、交際費については外部との社会通念上許される範囲内での儀礼、接遇などの交際等を行う上で必要とされる懇談とする。
- (4) 疑惑を招くことのないよう厳正かつ公正な取扱いを行うとともに、支出（払）書類等は確実に整理すること。
- (5) 可能な限り各種の公営施設の積極的な利用に務め、開催場所及び時間の選定に配意するとともに、出席人数についても必要最小限度にとどめ、経費の節減に努めること。
- (6) 二次的会合については、食糧費の執行は認めないものとする。
 なお、交際費において、やむを得ず行う場合であっても必要最小限度のものとし、節度を越えることのないよう特に留意すること。
- (7) 購入後直ちに費消しない来客接待用等の茶等の管理に当たっては、目的外に使用することがないよう適切に行うものとする。